

職員の懲戒処分について

1 審議した会議（開催日）

令和5年度4月定例教育委員会（令和5年4月20日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

令和5年1月27日（金）、県内の飲食店において飲酒後、翌28日（土）午前1時過ぎ、帰宅するために自動車を運転し、転落防止用ガードパイプ等を損壊させる事故を起こし、その場で、呼気1Lあたり0.15 mg以上のアルコールが検出され検挙された都城市の県立学校教諭の免職。

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、この事案が発生した経緯や被処分者の普段の生活習慣について質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 委員から、懲戒処分後の教職員の補充について質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。